

(委任契約書別紙)

## ChatGPT等の生成AIツール活用に関する覚書

弁護士（以下「甲」という）と依頼者（以下「乙」という）は、甲が弁護士業務の一環としてChatGPT等の生成AIツール（以下「AIツール」という）を活用することに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

### 第1条（目的）

本覚書は、甲が乙の依頼内容に基づき、AIツールを活用して法的助言・文書作成等を行うにあたり、個人情報保護法および弁護士の守秘義務に反しないよう手続や責任範囲を明確化することを目的とする。

### 第2条（AIツールの利用範囲）

1. 甲は、乙から提供された事案に関する検討を行うために必要最小限の情報のみをAIツールに入力し、情報漏えいのリスクを最小限に抑えるよう努める。
2. 甲は、AIツールが生成した内容を最終的に精査し、甲が責任をもって乙へ助言または納品物を提供する。

### 第3条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、乙から取得した個人情報を、個人情報保護法その他の法令および本覚書の定めに従い適切に取り扱う。
2. 甲は、AIツールへの入力にあたって、氏名・住所・連絡先など乙を特定し得る情報は可能な限り伏せるなど、匿名化・仮名化などの措置を講じる。

### 第4条（守秘義務）

1. 甲は弁護士としての守秘義務を負い、乙の依頼事項や個人情報を第三者に漏らさない。
2. AIツールの利用に伴う第三者提供とみなされないよう、甲は契約条件やプライバシーポリシー等を十分に確認し、必要な手続きを講じる。

### 第5条（AIツールの特性と免責）

1. 甲はAIツールの出力について、最善の注意をもって検証および修正を行うが、AI特有の誤情報や不正確性が完全に排除されることを保証するものではない。

2. 乙は、AI ツールが生成した内容はあくまで甲が行う最終的な法的アドバイスのための参考であることを理解し、甲の助言を踏まえて自己の責任において判断を行う。

## 第6条（有効期間および終了）

本覚書は、乙が甲に対して行う当該依頼業務の期間中有効とし、業務終了後も第3条および第4条の規定は存続する。

## 第7条（協議事項）

本覚書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決する。

以上、本覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

甲（依頼者）

住所

氏名

印

乙（受任弁護士）

福岡市中央区薬院1丁目5番11号薬院ヒルズビル4階4-A

弁護士 鐘 ヶ 江 啓 司